

11月13日から大衆利用施設でのマスク未着用時、

最高10万ウォンの過料

□ 過料賦課対象

- ▲ マスクを着用していない場合
- ▲ マスクは着用しているが、口や鼻をしっかりと覆っていない場合
- ▲ メッシュマスクやバルブ付きマスクまたはスカーフなどの衣類で顔を覆っている場合

☞ 認められるマスクの種類

：KF94, KF80, 飛沫遮断用マスクなどと手術用マスク, 布マスク, 使い捨てマスクなど

マスク着用の義務化においては、距離の確保のレベルにより、感染リスクの高い施設・場所に適用されます。

- 社会的距離の確保レベル1： 重点・一般管理施設(23種)、公共交通機関、集会・デモ会場、医療機関・薬局、養護施設および昼・夜間の保護施設、宗教施設、屋内スポーツ競技場、感染リスクの高い事業場(コールセンター、流通物流センター)、地方自治体に申告・許可を受けた500人以上の集まり・行事

区分	対象になる施設
重点管理施設 (9種)	▲ 遊興施設5種(クラブ・ルームサロンなど遊興居酒屋、感性居酒屋, コーラテック、ハンティング屋台) ▲ カラオケ ▲ 屋内スタンディング公演会場 ▲ 訪問販売などの直接販売広報館 ▲ 食堂・カフェ(一般飲食店・休憩飲食店・製菓店の営業)
一般管理施設 (14種)	▲ インターネットカフェ ▲ 結婚式場 ▲ 葬儀場 ▲ 学習塾(教習所を含む) ▲ 職業訓練機関 ▲ 公衆浴場 ▲ 公演会場 ▲ 映画館 ▲ 遊園地・ウォーターパーク ▲ ゲームセンター・マルチルームなど ▲ 屋内体育施設 ▲ 理・美容業 ▲ 商店・スーパー・百貨店 ▲ 読書室・スタディカフェ

- 社会的距離の確保レベル1.5: レベル1の施設に屋内スポーツ競技場を含む
- 社会的距離の確保レベル2: 室内全体および感染リスクの高い活動が行われる屋外
- 社会的距離の確保レベル2.5および3: すべての室内および2m以上の距離を保つことができない屋外
- 管理者(運営者)と従事者はもちろん、利用者もマスク着用を義務化

※ 過料の賦課対象施設と場所は、コロナウイルス感染症の流行状況を考慮して地方自治体ごとに調整可能

□ 例外対象

- ▲ 発達障害者など、周囲の協力なしに自らマスクを着用したり外すことが困難な人
- ▲ 医師がマスクを着用すると呼吸が困難だと判断した人
- ▲ 満14歳に満たない人
- ▲ 洗面、食べ物の摂取、医療行為、プール・大衆浴場などにいる時
- ▲ 公演などで顔を見せることが避けられない状況の場合

<この翻訳はタヌリコールセンター1577-1366が担当しました。>